

欠格要件の該当性の判断に係る提出書類の改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が改正されることとなり、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が、令和元年12月14日から施行されました。

改正前において、成年被後見人等及び「成年被後見人等を役員等とする者」は廃棄物処理業等の許可を受けることができないこととされていましたが、改正後においては、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び当該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされました。

このため、愛知県では、欠格要件の該当性の判断に係る提出書類を以下のとおり改正しました。詳細は、各手続きの提出（添付）書類一覧表等を御参照ください。

	根拠条文	提出書類
改正前	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
改正後	法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	申立書 [※]

※欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

申立書 (記載例)

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2の2に規定する精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを申立てます。

なお、上記の者に該当するおそれがあるとして、県から審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出します。

記	
あいち いちろう 愛知 一郎	記入欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、一覧を記載した別紙を添付してください。
おかざき かずお 岡崎 一男	
いちのみや さくら 一宮 さくら	・住民票に記載されているとおりに、氏名を記入してください。 (氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。) ・外国人の方は、氏名欄には、本名、本名のアルファベット表記及び通称名(ある場合)を記入してください。
せと はなこ 瀬戸 花子	
はんだ のりお 半田 紀男	
きん ひでお こまき ひでお 金 秀男 (小牧 秀男) KIM SOO NAM	

(法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者(法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者など)を含む。)及び令第6条の10に規定する使用人の氏名を全員記載してください。)

日付は、空欄で持参し、受付時に記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県知事殿

法人の場合は登記事項証明書どおりに記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。

申請者

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

氏名 愛知県株式会社

代表取締役 愛知 一郎

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)